

# 意見書

平成23年4月4日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ

氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ

TEL

FAX

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証結果案		意見
(1) 第一種 指定電気 通信設備 に関する検 証	ウ アンバンド ル機能の 対象に關す る検証	<p>「(ア) NGNに係る収容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見23)について」、「(ウ) NGNの帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見26)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>PSTNとメタル回線による電話サービス中心の時代と異なり、現在は、次のように既に競争条件・競争環境が整っており、競争事業者自らの創意工夫や事業戦略により、IP網やアクセス回線等を様々な形で組合せて、様々なサービスを提供できる状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■IP網について、独自に構築し、もしくはNTT東西から借りて、サービスを提供することが可能</li> <li>■アクセス回線について、独自に構築し、もしくはNTT東西から借りて、サービスを提供することが可能</li> <li>■ISP機能について、独自に、もしくはISP事業者と提携して、サービスを提供することが可能</li> </ul> <p>このような状況下において、NGNに係る収容ルータ等における加入者単位での接続といった、アクセス回線がNTT東西のメタル回線しか存在せず、また電話サービス中心であった時代の施策を検討する必要性は極めて低いと考えます。</p> <p>一方で、NGNにおいて、従来のIP網と異なる特徴として具備されているプラットフォーム機能については、コンテンツ・アプリケーションレイヤへの影響が懸念され、またNTTグループ内連携の基盤になり得ることから、公正競争環境を確保していくうえで、十分注視が必要と考えております。</p> <p>そのため、NGNのオープン化等を検討するにあたっては、プラットフォーム機能の在り方に、重点を置いて検討することが重要と考えます。</p>

検証結果案		意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<p>「(イ) 加入光ファイバにおいて、1分岐単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見25)について」に係る検証結果(案)</p> <p>≪弊社意見≫</p> <p>NTT東西の接続料については、設備競争のなかったメタルでは、接続事業者とNTT東西だけの問題でしたが、光ファイバ等、設備競争が進展している現在では、接続事業者とNTT東西の問題に止まらず、弊社のような自ら光ファイバを敷設し、光サービス等を提供する事業者(以下、光インフラ事業者)やCATV事業者の競争環境に、多大な影響を与えるものであることから、競争事業者間の公平性担保に十分配慮頂くことが必要であります。</p> <p>特に、1分岐単位での接続料設定は、光アクセス網の進化を止めることになるうえ、光インフラ事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、不公平な競争環境を生むため、今後とも実施すべきではありません。</p>
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	ア NTT東西に所要の措置を要請する事項	<p>「NTT東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、禁止行為規制の対象を県域等子会社等にも適用する等の措置を講じるべきとの指摘(意見34)について」に係る検証結果(案)</p> <p>≪弊社意見≫</p> <p>子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法の改正案が今国会に提出されたことについては、高く評価しており、早期成立を望んでおります。</p> <p>総務省においては、法改正までの間、また法改正後も、引続きNTT東西による子会社等の管理監督状況を監視頂くよう要望いたします。</p>
	イ 引き続き注視する事項	<p>「(ア) 昨年のNTT西日本の業務改善命令に象徴されるように、NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外利用している実態があるとの指摘(意見32)について」に係る検証結果(案)</p> <p>≪弊社意見≫</p> <p>NTT西日本接続情報漏えい事案の再発防止のため、NTT東西の業務改善計画等の適正性・実効性について、総務省にて厳格に検証頂くよう、改めて要望いたします。</p> <p>また、当該業務改善計画等の検証に加え、競争セーフガード制度の実効性を更に高める観点からも、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも検討頂きたいと考えます。</p>

検証結果案	意見
<p>(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証</p>	<p>イ 引き続き注視する事項</p> <p>「(イ) NTT東西の116窓口において、接続に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われているとの指摘(意見33)について」、「(ウ) ドコモショップはNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見35)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について」、「(コ) NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT東西が放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見46)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>この3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。</p> <p>NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省の措置要請に対するNTT東西の取組みの不十分さにあることを踏まえると、この3件についても、十分な措置がとられていない可能性が高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。</p> <p>そのため、少なくとも、この3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。</p> <p>特に(ウ)については、「代理店を介せば何でもできる」となると、これまでの県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば、如何なる形態であっても、排他的な連携は許されるものではありません。</p> <p>そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズにおいて、代理店が、他の2社の代理店を兼ねることのないよう、契約締結を控えるべきであります。</p> <p>また、総務省においては、当該措置の義務化や、ドミナント事業者等に対する資本関係のない委託会社・代理店への管理監督義務の明確化を、早期に実施すべきと考えます。</p>

検証結果案		意見
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	イ 引き続き注視する事項	<p>「(カ) 公正競争環境を確保するため、NTTドコモ、NTTデータ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきであるとの指摘(意見41)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>これまでの競争セーフガード制度に基づく検証において、NTTドコモ等に係る問題点や懸念が常々指摘されていることを踏まえると、既に電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用だけでは十分でないと考えます。</p> <p>そのため、NTTコミュニケーションズに加え、他のNTTグループ会社も特定関係事業者として指定すべきであります。</p>
		<p>「(ケ) 活用業務制度の導入により日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)やNTT再編成の本来の目的と齟齬をきたし、またNTT東西の業務範囲規制が形骸化しているとの指摘(意見44)、IP化の進展と多様なユーザーニーズに対応し、より低廉で多様なサービスの提供が可能となるよう、活用業務制度をこれまで以上に迅速かつ柔軟に運用すべきとの指摘(意見45)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>NTT東西は、次々と活用業務を申請し、現在の主力サービスの殆どが活用業務制度を利用し提供されているものと認識しており、このなし崩し的な業務範囲の拡大が、競争を阻害し、NTT東西の市場シェア高まりの主因であると考えております。</p> <p>そのようななか、今国会提出のNTT法改正案に盛り込まれた、活用業務手続きの認可制から事前届出制への緩和が実現すると、NTT再編時の趣旨が完全に没却するとともに、今以上にNTT東西の業務拡大が進み、NTT東西の独占回帰に繋がると強く懸念しております。</p> <p>そのため、手続きの緩和は時期尚早であり、まずは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■電気通信事業法改正案に盛り込まれた「機能分離や子会社等との一体経営への対応等」を行い、当該措置により、更なる公正競争確保が図られたかどうかを検証すること</li> <li>■従来の活用業務による市場への影響を十分に分析・評価することが必要と考えております。</li> </ul> <p>また、仮に、事前届出制とする場合でも、これまで認可手続き過程で行われていた総務省での審査や認可条件の付与、競争事業者の意見聴取等といった、一定の牽制機能・チェック機能を、引続き維持することが最低限必要と考えます。</p>

検証結果案		意見
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	イ 引き続き注視する事項	<p>「(サ) 「NTT IDログインサービス」、「NTTネット決済」等の上位レイヤサービスを通してNTTグループの不当なグループ連携が進められているとの指摘(意見47)について」、「(ス) NTTブランド力は競争環境に大きな影響を及ぼすため、そのブランド力の影響を検証し、早急にブランド使用に係るルールを確立する必要があるとの指摘(意見49)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>「NTT IDログインサービス」は、名称やアイコンに「NTT」が使われている等、NTTグループ色を前面出したサービスであることから、形式的にはオープンであっても、実質的にはNTTグループ以外の会社は参加しにくい形で提供され、排他的な仕組みになっております。</p> <p>このように、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはNTTグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあるため、グループドミナンスの排除の観点から、行為規制の厳正化等、早期に措置を講じるべきと考えます。</p> <p>特に、「NTT IDログインサービス」の例では、NTTグループ内の排他的連携の手段の一つとして、「ブランド」が利用されていることが明らかであり、また「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」「ひかりサイネージ」に代表されるように、他のサービスでも「NTT」「フレッツ」「ひかり」へのブランド統一が進行していることから、早急にNTTグループにおけるブランド共用を禁止すべきであります。</p>
		<p>「(セ) NTT西日本が恒常的に提供している「光ぐっと割引」は、適正コストを下回る料金設定になっていないかとの指摘(意見50)について」に係る検証結果(案)</p> <p>＜弊社意見＞</p> <p>地域限定キャンペーンとして継続して実施されているNTT西日本の「光ぐっと割引」について、以前より、利用の公平の観点、また競争阻害的な料金設定の可能性の観点から、不適切であり、また関西圏における競争環境に影響を与え続けているものであるため、早期の是正を求めてまいりました。</p> <p>そのようななか、本年2月より、最大2年間月額利用料を割引くものへと「光ぐっと割引」が拡大されるに至り、ますます利用の不公平さや、競争阻害要因が拡大する状況になっております。</p> <p>そのため、「光ぐっと割引」についてNTT西日本に対して改善指導を行う等、早期に措置頂くことを要望いたします。</p> <p>加えて、その他のキャンペーン割引(光もっと割引等)についても、競争阻害的なものになっていないか等、継続的に検証頂きたいと考えます。</p>

以上